支えあおう心といのち

法律の専門家や保健師、相談支援専門員などが
無料で相談にのります。

松阪市
健康・生活・こころと法律の合同相談会

松阪市は生きる支援として
ワンストップの合同相談会を実施します。

内容　支出が増えた、眠れない、体調に不安があるなどの相談を専門相談員がお聴きします。

日程　令和６年12月23日(月)
受付時間は、午後1時～午後3時です。
(相談時間は午後4時まで)

申込不要
当日直接会場へ

秘密は厳守します

【※法律相談の相談は、1人(件)30分程度です。】

- ○保健師による健康相談
- ○マーベルの相談支援専門員によるこころの相談
- ○人権擁護委員による人権相談
- ○弁護士資格を持つ市職員による法律相談
- ○地域包括支援センター職員による介護相談
- ○生活相談支援センター職員による生活困窮(経済的困窮・社会的孤立等)の相談
- ○いじめ、生活保護、DV、ひきこもり等の相談

相談場所

産業振興センター３階（本町）

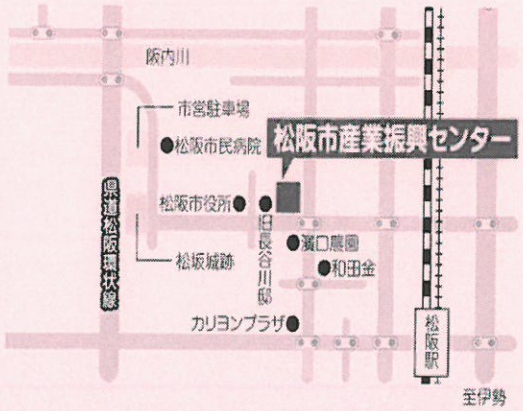

主催/松阪市　協力/ 三重県松阪保健所　松阪市人権擁護委員会　松阪市地域包括支援センター
松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」 松阪市生活相談支援センター

問い合わせ先：人権・多様性社会課　TEL：0598-53-4017